

災 害 時 相 互 応 援 協 定 書

福島県喜多方市と新潟県三条市(以下「協定市」という。)は、災害時における応急対策及び復旧対策(以下「応急対策等」という。)に係る相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、協定市のいずれかの地域で、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生した場合において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 この協定による応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 避難が必要な被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けようとする市(以下「被災市」という。)から特に要請のあった事項

(連絡の窓口)

第3条 協定市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡を取り合うとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 被災市は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第5条 協定市は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い応援を実施するよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

(応急物資等の輸送)

第6条 応急物資、応援職員等の輸送については、原則として応援要請を受けた市(以下「支援市」という。)が行うものとする。

(指揮権)

第7条 支援市の職員等が被災市の地域内で活動する場合は、被災市の市長の指揮下に入り行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費(輸送費を含む。)の負担については、原則として被災市が負担するものとし、これにより難いときは、協定市が協議して定めるものとする。

(損害補償等)

第9条 応援業務に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として支援市が行うものとする。

2 応援業務に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が、応援要請への往復途中において生じたものについては支援市が、その賠償を負うものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の30日前までに、協定市いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとし、その後においてもまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、協定市がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両市署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年1月30日

福島県喜多方市

喜多方市長 山口 信也

新潟県三条市

三条市長 國定 勇人